

平成 2 8 年

上尾市教育委員会 1 1 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 4 2 号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定に係る意見の申出について ----- 1
- 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度当初給食調理員人事異動方針について ----- 3
- 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に
ついて ----- 4
- 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出
について ----- 5

議案第42号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成28年11月17日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

職員の給与改定に準じて、教育長に支給する期末手当の支給割合を改めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 4 3 号

平成 2 9 年度当初給食調理員人事異動方針について
平成 2 9 年度当初給食調理員人事異動方針を下記のとおり定める。

平成 2 8 年 1 1 月 1 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

平成 2 9 年度当初給食調理員人事異動方針

平成 2 8 年 1 1 月 日

上尾市教育委員会決定

1 基本方針

平成 2 9 年度当初給食調理員の人事異動の実施に当たっては、学校運営の円滑化及び職員の士気高揚を図るため、本人の希望を把握するとともに、勤務年数、年齢等を勘案し、適切に実施するものとする。

2 給食調理員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 平成 2 9 年 4 月 1 日において、年齢が 5 9 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

(2) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

(3) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 の規定に基づき常時勤務を要する職に従事する再任用職員又は同法第 2 8 条の 5 の規定に基づき短時間勤務の職に従事する再任用職員のうち、任期が更新されることとなるものについては、必要に応じて、異動対象とする。

提案理由

給食調理員に係る平成 2 9 年度当初人事異動について、人事異動方針を定めたいので、この案を提出する。

議案第 4 4 号

平成 2 8 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について

教育に関する事務の管理及び執行の状況について、下記のとおり、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を上尾市議会に提出するとともに、公表する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 7 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 評価の対象

評価の対象は、上尾市教育振興基本計画に掲げられた教育行政の 7 つの基本目標の下に体系付けられた施策及び事務事業とする。なお、評価対象年度は平成 2 7 年度であり、評価基準日は平成 2 8 年 3 月 3 1 日とする。

2 評価の結果

別冊「平成 2 8 年度 上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」記載のとおり

3 市議会提出日時

平成 2 8 年 1 2 月 1 日（木曜日）

4 報告書の公表

上尾市図書館及び上尾市役所本庁舎 1 階 情報公開コーナーにおける閲覧のほか、上尾市 W e b サイトに掲載し、公表する。なお、公表の開始日は、平成 2 8 年 1 2 月 2 日（金曜日）からとする。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を上尾市議会に提出するとともに、公表したいので、この案を提出する。

議案第45号

平成28年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について
下記のとおり、平成28年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

平成28年11月17日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

1 債務負担行為補正

事 項	期 間	限度額
中学生海外派遣研修業務	平成28年度から 平成29年度まで	10,000千円
小中学校ALT派遣業務	平成28年度から 平成29年度まで	103,227千円
小学校維持管理業務	平成28年度から 平成29年度まで	23,275千円
小学校コンピュータシステム保守業務	平成28年度から 平成29年度まで	11,619千円
中学校維持管理業務	平成28年度から 平成29年度まで	12,253千円
中学校コンピュータシステム保守業務	平成28年度から 平成29年度まで	7,057千円
公民館管理業務	平成28年度から 平成29年度まで	27,744千円
図書館巡回配送業務	平成28年度から 平成29年度まで	5,510千円
図書館管理業務	平成28年度から 平成29年度まで	7,088千円
中学校給食共同調理場清掃業務	平成28年度から 平成29年度まで	1,079千円

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る上尾市一般会計歳出予算の債務負担行為の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たので、この案を提出する。